

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引



八街市

償却資産申告書の提出期限は令和7年1月31日(金)です。

- * 1月1日現在で償却資産を所有している方(1~3ページ参照)は申告義務があります。
- * 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早期提出にご協力をお願いします。

《 目 次 》

1 償却資産とは	1~5ページ
2 償却資産の申告について	6~7ページ
3 資産の不申告や申告漏れなどについて	7ページ
4 申告書・種類別明細書の記入例	8~10ページ
5 償却資産の評価額の計算方法	11ページ
6 課税標準の特例について	12~14ページ
7 eLTAX申告ご案内	15ページ
8 提出前チェックリスト	16ページ

※申告の際のお願い※

- 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え(受付印押印のもの)の返送が必要な場合は、宛先をご記入の上、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 償却資産をお持ちでない方、事業所を移転された方、廃業された方など、特筆すべき事項につきましては、償却資産申告書右下の備考欄にその旨の記載をお願いします。
- 前年中に資産の増減がない場合でも、**必ず申告**をお願いします。

※その他※

- 申告書用紙等は、八街市ホームページからダウンロードできます。
- 申告に基づいて計算し、4月上旬に固定資産税納税通知書をお送りいたします。
- 償却資産の申告は電子申告(インターネット)でも簡単にできます!(詳細は15ページ)

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます)をいいます。(地方税法第341条第4号)

なお、ここでいう「事業」とは、一般に一定の目的のために、一定の行為を継続的、反復的に行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しません。

また、「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供し得ると認められる状態にあれば足り、現に事業の用に供しているか否かは問われません。

(1) 【申告が必要な資産】

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

(税務会計上、減価償却の対象となる土地及び家屋以外の有形固定資産)
償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について申告していただく義務があります。

なお、次のような資産も申告が必要となりますのでご注意ください。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産で、事業の用に供し得るもの)
- エ 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
- ケ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- コ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得として、本体とは区分してください。)

(2) 【申告の必要がない資産】

次のような資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（例：フォークリフト等）
- イ 無形固定資産（例：ソフトウェア、商標権等）や生物（ただし、観賞用、興行用のものは申告対象）、果樹、立木
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 棚卸資産（例：商品、貯蔵品等）

※少額の減価償却資産の取り扱いについて＜参考＞

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			減価償却	申告対象

(3) 【資産の種類ごとの主な償却資産】

種類	主 な 償 却 資 産
①構築物	舗装路面、門・塀、煙突、フェンス、緑化施設等の外構工事、屋上看板等広告設備、家屋附属設備（受変電設備、蓄電池設備、屋外設備工事）、鉄塔、庭園、テナント内装、造作、固定資産税で家屋の評価対象とならない建築物 等
②機械及び装置	印刷機械、工作機器、土木建設機械、食品製造加工設備、太陽光発電設備、その他各種製造設備等の機械及び装置 等
③船舶	貨物船、ボート、漁船、釣船、遊覧船 等
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
⑤車両及び運搬具	貨車、客車、トラック、大型特殊自動車 等
⑥工具・器具及び備品	自動販売機、テレビ、冷蔵庫、机、椅子、パソコン、看板、ネオンサイン、金庫、複写機、応接セット、レジスター、ルームエアコン、陳列ケース 等

(4) 【業種別の主な課税対象償却資産の例】

業種	主 な 償 却 資 産
全業種共通	パソコン、コピー機、複写機、レジスター、ルームエアコン、門、屋外広告、自動販売機、案内板、事務机、看板、ロッカー、応接セット、衝立、緑化施設、駐車場設備、LAN設備、サーバー、金庫、受変電設備、キャビネット、ネオンサイン、舗装路面、外灯、テナント内部造作 等
飲食業	カウンター、食卓、椅子、厨房用品、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫、ステレオ 等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸し器、パーマ器、サインポール、洗面設備 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、給排水設備、ビニール包装設備 等
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、冷蔵ストッカー、自動販売機、陳列ケース、肉切機、ミンチ機、日除け、照明設備 等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機 等
自動車整備業 ガソリン販売業	旋盤、プレス、測定工具、オートリフト、洗車機、独立キャノピー 等
医院・歯科医院	医療機器(レントゲン装置、手術機器、スコープ等)、ガス(麻酔等)設備 等
不動産貸付業	中央監視制御装置、太陽光発電設備、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装等、集合郵便受け 等
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、圧縮機、工場用水道 等
ホテル・旅館	客室備品(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響・放送設備 等
印刷業	各種印刷機及び製版機 裁断機 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール貸出機、照明設備、集玉設備、芝生 等
建設業	大型特殊自動車、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税対象外のもの)、ブルドーザー、発電機、等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄工業	旋盤、溶接機、コンプレッサー、グラインダー、研削盤、ベルトコンベア 等
テニスクラブ	テニスコート フェンス ガット張機 人工芝 照明設備 オートテニス設備 等
カラオケボックス	カラオケセット 接客用家具 照明設備 等

(5) 【家屋と償却資産の区分】

家屋の所有者が所有する建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等）は、本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備であり、家屋として評価します。ただし、次のものは、家屋の評価対象ではないため、償却資産として取り扱います。

《家屋と設備の所有者が同じ場合》

- ① 独立した機器としての性格が強いもの（例：受変電設備、ルームエアコン等）
- ② 家屋と構造上一体となっていないもの（例：屋外電気配線、屋外ガス及び給排水設備等）
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源の電気設備、ホテルの厨房設備等）

《家屋と設備の所有者が異なる場合》

家屋の所有者以外の方（賃借人、テナント等）が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備については、償却資産として取り扱います。当該設備は、取り付けた方（賃借人、テナント等）が償却資産として申告してください。

＜家屋と償却資産の区分例＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ		異なる
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作工事一式	○		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電灯コンセント	屋外設備一式		◎	◎
	証明器具設備	屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線		◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○		◎
	L A N 設備	設備一式		◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
	インターホン設備	集合玄関機（※）、親機、子機等	○		◎
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
防災設備	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
	消火設備	消火器、避難用具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎
給排水衛生ガス設備	給排水設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器等）		◎	◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
空調設備	空調設備	屋内の配管等	○		◎
		衛生器具設備	○		◎
	換気設備	設備一式（洗面器、大小便器、浴槽等）	○		◎
		ルームエアコン（壁掛型・据置型等）、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他の設備等	運搬設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	厨房設備	工場用ベルトコンベア		◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		◎
	洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・旅館・病院等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備		◎	◎
	その他の設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎	◎
外構工事	外構工事	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
		工事一式（門・塀・緑化施設、アスファルト舗装等）		◎	◎

（※）平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、所有関係に関わらず償却資産の対象となります。

(6) 【法人税・所得税との比較】

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 ※平成28年4月1日以後取得された建物附属設備及び構築物については、定額法
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた 資産 と 改良費 を区分して評価）	原則区分評価
短縮耐用年数の適用	認められます（※1）	認められます
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとします （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとします （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象となります（※2）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能です （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（※1）耐用年数を短縮した資産がある場合は、税務署への届出書又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書に添付して提出してください。

（※2）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。（上限300万円まで）

固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

2 償却資産の申告について

(1) 提出していただく書類

①はじめて申告される方・・・全ての償却資産を申告してください。

提出書類	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	記入上の注意
申告する資産がある方	○	○	
該当資産がない方	○	—	償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

②前年度以前に申告された方・・・資産の増減を申告してください。

提出書類	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	記入上の注意
増加した資産がある方	○	○	—	
減少した資産がある方	○	—	○	
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	
資産の増減がない方	○	—	—	償却資産申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。

(2) 申告していただく事項

①取得価額

- 取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます。
引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第2条第4号の2に規定する附帯税を除く。）その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
- 取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。
- 取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、2,5ページの一覧表にてご確認ください。

②耐用年数

- 耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、以下の3種類があります。

- ①法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。
(基本的に、この耐用年数に基づいて申告してください。)
- ②中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ③短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

④その他

- 資産の所在、種類、数量、取得年月、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（8～10ページ）を参考に申告してください。

(3) 個人番号・法人番号について

償却資産申告書には、マイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書をいただく際には、番号法に定める本人確認をさせていただきますので、申告の際は、下記の書類のいずれかをお持ちください。（郵送の場合は、写しを添付してください。）

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料は不要です。

本人が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認	・ 個人番号カード ・ 通知カード ・ 住民票の写し（番号付き） 等	本人の番号確認	・ 本人の個人番号カード ・ 本人の通知カード ・ 本人の住民票の写し（番号付き） 等
		代理人の身元確認	・ 代理人の税理士証票 ・ 代理人の個人番号カード ・ 代理人の運転免許証 等
身元確認	・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ パスポート 等	代理権の確認	・ 税理代理権限証書 ・ 委任状 等

3 資産の不申告や申告漏れなどについて

1. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び八街市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。

また、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

2. 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

3. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果により、賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

令和 7 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所有者コード ※		所有者名		1枚のうち 1枚目									
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年 月	取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数 年	減価残存率 (%)	価額 十億 百万 千 円	※ 課税標準の特例 率 コード	課税標準額 十億 百万 千 円	増加理由 ①・② ③・④	摘要
01	1		アスファルト舗装		4 2 7 0 4	1 000 000	15	0				①・② ③・④	
02	1		受変電設備		4 2 8 0 9	2 000 000	15	0				①・② ③・④	
03	2		太陽光発電設備		4 3 0 0 5	10 000 000	17	0				①・② ③・④	
04	6		複写機		4 2 7 1 0	900 00						①・② ③・④	
05	6		レジスター		4 3 1 0 6	300 00						①・② ③・④	
06	6		パソコン		5 0 6 0 5	500 000	4	0				①・② ③・④	
07												①・② ③・④	
13												①・② ③・④	
14												①・② ③・④	
15												①・② ③・④	
16												①・② ③・④	
17												①・② ③・④	
18												①・② ③・④	
19												①・② ③・④	
20												①・② ③・④	
小 計						14 700 000		0				①・② ③・④	

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1 = 構築物（建物付属設備含む）
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具

【取得年月】
3 = 昭和
4 = 平成
5 = 令和
(例) 令和6年5月の場合は
「5 0 6 0 5」となります。

【取得価額】
当該資産の取得価額
を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税に
おける法定耐用年数
を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由に○を
してください。
1 = 新品取得
2 = 中古品取得
3 = 移動による受入れ
4 = その他

3の場合、摘要欄に移動前の
所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入
してください。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を
行っている資産についてその旨表示してください。
資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について
特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

初めて申告される方は取得している全ての資産を記入してください。
前年度以前に申告された方は、増加した資産を記入してください。

【減価残存率】【価額】【課税標準の特例】【課税標準額】
電算処理により全資産申告を行う場合のみ、記入してく
ださい。

4 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

第二十六号様式別表一（提出用）

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

令和 7 年度

種類別明細書(減少資産用)

※ 所 有 者 コ ー ド ※		所 有 者 名										1 枚のうち						
		八 街 一 郎										1 枚 目						
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要			
					年 号	年	月				1 売 却 3 移 動	2 減 失 4 そ の 他	1 全 部 2 一 部					
01	6		看板	1	5	0	5	0	6	600	000	1	0	3	1	1・2・3・4	1・2	
02			【資産の名称等】 前年中に減少した資産の名称等 を記入してください。													1・2・3・4	1・2	
03																1・2・3・4	1・2	
04																1・2・3・4	1・2	
05																1・2・3・4	1・2	
06																1・2・3・4	1・2	
07			【数量】 前年中に減少した資産の数量 を記入してください。													1・2・3・4	1・2	
08																1・2・3・4	1・2	
09																1・2・3・4	1・2	
10																1・2・3・4	1・2	
11																1・2・3・4	1・2	
12																1・2・3・4	1・2	
13																1・2・3・4	1・2	
14																1・2・3・4	1・2	
15																1・2・3・4	1・2	
16																1・2・3・4	1・2	
17																1・2・3・4	1・2	
18																1・2・3・4	1・2	
19																1・2・3・4	1・2	
20																1・2・3・4	1・2	
				小 計														600 000

4 種類別明細書(減少資産用)の記入例

第二十六号様式別表二 (提出用)

当該資産が減少した事由を記入してください。
わからなければ空欄にしてください。

- 「1. 売却」の場合・・・売却先
「2. 減失」の場合・・・減失の理由
「3. 移動」の場合・・・受入先
「4. その他」の場合・・・減少の理由等

5 償却資産の評価額の計算方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

A 前年中に取得のもの

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率（1－減価率/2）＝評価額

B 前年前に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率（1－減価率）＝評価額

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

（例）取得価額150,000円、取得時期令和6年4月、耐用年数6年のルームエアコンの場合

（耐用年数6年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.840）

（耐用年数6年、前年前取得のものの減価残存率・・・0.681）

令和7年度（令和6年中取得）＝150,000 × 0.840＝126,000円

令和8年度＝126,000 × 0.681＝85,806円

令和9年度＝85,806 × 0.681＝58,433円

⋮

取得年から9回目の令和14年度＝8,557 × 0.681＝5,827円＜7,500円（取得価額150,000円の5%）

※令和14年度で算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降7,500円で評価されます。

【減価残存率表】

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中（A） 取得のもの (1-r/2)	前年前（B） 取得のもの (1-r)		前年中（A） 取得のもの (1-r/2)	前年前（B） 取得のもの (1-r)		前年中（A） 取得のもの (1-r/2)	前年前（B） 取得のもの (1-r)
—	—	—	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

※rとは「固定資産評価基準別表第15」の耐用年数に応ずる減価率です。

○税率・税額

税 額
(100円未満切捨)

=

課税標準額〔評価額〕
(1,000円未満切捨)

×

税率(1.4%)

○免税点

課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、申告は必要となります。

6 課税標準の特例について

次の地方税法等に規定される一定の要件を満たす固定資産については、課税標準の特例が適用されます。決定された価格に特例割合を乗じたものが課税標準額となり、固定資産税の負担が軽減されます。

＜課税標準の特例の対象となる償却資産の一覧＞（一部抜粋）

対象資産	資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例割合	添付書類
家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に供する資産	H29.4.1～	期限なし	1/2	・特例の対象となる資産が家庭的保育事業の用に供されていることが確認できる書類
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に供する資産	H29.4.1～	期限なし	1/2	・特例の対象となる資産が居宅訪問型保育事業の用に供されていることが確認できる書類
事業所内保育事業	事業所内保育事業に供する資産（利用定員が1人以上5人以下）	H29.4.1～	期限なし	1/2	・特例の対象となる資産が事業者内保育事業の用に供されていることが確認できる書類
公害防止用設備	汚水または、廃液処理施設	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	1/3	・処理施設設置届出書（写） ・処理過程図 等
	下水道除外施設	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	3/4	
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光発電設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けた自家消費型が対象で、固定価格買取制度の認定設備は対象外。その他の設備は、固定価格買取制度の認定を受けた設備が対象。）	太陽光発電設備（1,000kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	・（太陽光）再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類（写） ・（共通）特定再生可能エネルギー発電設備設備を取得した日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類（竣工検査日を確認できる書類等）（写）等 ・（風力、水力、地熱、バイオマス）経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたことが確認できる書類（写）
	風力発電設備（20kW以上）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	
	地熱発電設備（1,000kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	
	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3 ※	
	太陽光発電設備（1,000kW以上）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	3/4	
	風力発電設備（20kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	3/4	
	水力発電設備（5,000kW以上）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	2/3	
	水力発電設備（5,000kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/2	
	地熱発電設備（1,000kW以上）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/2	
	バイオマス発電設備（10,000kW未満）	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	1/2	
浸水防止用設備	防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機等	H29.4.1～ R8.3.31	5年間	2/3	・浸水防止計画書（写）等
企業主導型保育事業	企業主導型保育事業の用に供する資産	H29.4.1～ R6.3.31	5年間	1/2	・企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けたことが確認できる書類 ・特例の対象となる資産が特定事業所内保育施設の用に供されていることが確認できる書類

※ 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7となります。

先端設備等導入計画に基づき取得した設備の特例について(令和5年4月1日以降)

市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づいて、中小事業者が新規取得した設備について、課税標準額の特例を受けることができます。また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、特例措置の拡充がされます。

対象となる方

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人はたとえ資本金が1億円以下でも対象となりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

対象となる設備

・先端設備等の要件

投資利益率が年5%以上となることが見込まれる設備（中古取得の資産を除く）

設備の種類	最低価格	その他
機械及び装置	160万円以上	
工具器具及び備品	30万円以上	
建物付属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

特例割合

賃上げ表明	設備の取得時期（※）	適用期間	特例割合
なし	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	3年間	1/2
あり	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	4年間	

※先端設備等については、市から「先端設備導入計画」の認定後に取得することが必須です。
設備取得後に計画申請を認める特例はありませんのでご注意ください。

提出書類

- ・先端設備導入計画にかかる申請書（写）
- ・先端設備導入計画認定書（写）
- ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）

〈従業員への賃上げ表明を行っている場合〉

- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類（写）

〈対象資産がリース資産である場合〉

- ・リース契約書（写）
- ・固定資産税軽減額計算書（写）

先端設備等導入計画に基づき取得した設備の特例について(令和5年3月31日まで)

市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づいて、中小事業者が新規取得した設備について、課税標準額の特例を受けることができます。

対象となる方

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも対象となりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

対象となる設備

・先端設備等の要件

生産性向上の指標が年平均1%以上向上している設備(中古取得の設備を除く)

設備の種類	最低価格	販売開始期間	その他
機械及び装置	160万円以上	10年以内	
工具	30万円以上	5年以内	
器具及び備品	30万円以上	6年以内	
建物付属設備	60万円以上	14年以内	家屋と一体で課税されるものは対象外
構築物	120万円以上	14年以内	
事業用家屋	120万円以上	—	生産、販売活動等に直接使用し、先端設備（取得価額300万円以上に限る）を活動するために取得したものであること。

特例割合

設備の種類	設備の取得時期	適用期間	特例割合
事業用家屋及び構築物	令和2年4月30日 ～令和5年3月31日	3年間	1/1
上記以外	平成30年6月6日 ～令和5年3月31日		

提出書類

- ・先端設備導入計画にかかる申請書（写）
- ・先端設備導入計画認定書（写）
- ・工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書（写）

〈対象資産がリース資産である場合〉

- ・リース契約書（写）
- ・固定資産税軽減額計算書（写）

〈特例適用対象に事業用家屋がある場合〉

- ・認定経営革新等支援機関の確認書（写）
- ・認定経営革新等支援機関への提出書（写）
- ・（個人事業主の場合）特例対象家屋の専業専用割合を示す書類（写）

申告は、便利な エルタックス **eLTAX** をご利用ください！

◇インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。

◇利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。

◇PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。



eLTAX のご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

○ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

○よくあるご質問 : <https://eltax.custhelp.com/>

○電 話 : **0570-081459** IP電話やPHSからは **03-5521-0019**



※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、**eLTAX**ヘルプデスクまでお問い合わせください。

◆ ご提出書類チェックリスト ◆

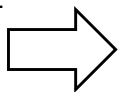
ご提出の前にご確認をお願いします。

- ☐ 申告書に所有者の欄の住所、氏名、連絡先は記入されていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の取得年月日、取得価額、耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加事由の欄（１～４）は記入されていますか？
- ☐ 申告対象外の資産（ソフトウェア、自動車税の対象自動車等）は除かれていますか？
- ☐ 申告書の控えを希望される方は、返信用封筒を同封されていますか？

提出先

（郵送の場合に、切り取って宛名として
ご利用ください）

TEL 043－443－1116



〒289－1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

八街市役所 市民部課税課 資産税係 行